

石狩市証明等手数料条例の一部改正（手数料の新設）【原案】

（１）背景

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、良質な既存住宅について、増改築行為がなくとも長期優良住宅として認定する制度が創設されました。

（２）改正の趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項又は第７項の規定に基づく「長期優良住宅維持保全計画」の認定申請に対する審査が創設されたことから、手数料を新設します。

（３）長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（案）

（改正前）

区分		手数料（円）
申請部分の床面積の合計	評価機関審査 （長期使用構造等確認）	増築・改築
200㎡以下	受けた場合	13,000
	受けない場合	67,000
200㎡超 500㎡以下	受けた場合	22,000
	受けない場合	154,000

※変更の場合の手数料は上記表の1/2です

（改正後）

区分		手数料（円）
申請部分の床面積の合計	評価機関審査 （長期使用構造等確認）	増築・改築又は <u>建築行為を行わない</u>
200㎡以下	受けた場合	13,000
	受けない場合	67,000
200㎡超 500㎡以下	受けた場合	22,000
	受けない場合	154,000

※変更の場合の手数料は上記表の1/2です